

## 栗東市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月17日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 梶原 美保

### 令和7年度 定期監査結果

#### 1. 監査の種類

令和7年度 定期監査（財務監査・行政監査）

#### 2. 監査の対象

議会事務局（議事課）

政策推進部（秘書広聴課、シティプロモーション推進課、企画政策課、情報政策課）

総務部（総務課、人事課、財政課、税務課）

市民部（危機管理課、自治振興課、人権擁護課、ひだまりの家、総合窓口課）

健康福祉部（社会福祉課、障がい福祉課、長寿福祉課、保険年金課、健康増進課）

環境経済部（環境政策課、環境施設整備課、農林課、商工観光労政課）

都市整備部（都市計画課、住宅課、健康運動公園整備事業推進課、企業立地推進課）

建設部（土木交通課、道路・河川課）

上下水道事業所（上下水道課）

こども家庭局（幼児課、子育て支援課、発達支援課、こども家庭センター）

教育部（教育総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ・文化振興課、

国スポ・障スポ推進課、図書館）

会計課

農業委員会事務局

監査委員事務局

※8部4局1事業所43課

#### 3. 監査の範囲

令和7年4月から監査基準日までの財務に関する事務事業及び経営に関する事業の管理

#### 4. 監査の期間

令和7年10月14日から令和8年2月13日まで

## 5. 監査の実施

栗東市監査委員監査基準に基づき、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査(定期監査)並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施した。

監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、令和7年度分の監査を実施した。

## 6. 監査の結果

監査の対象となった財務処理については適正に処理されており、事務の執行状況についても概ね適正に執行されていると認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務に万全を期されたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導にとどめ、記述を省略した。

以下、監査を実施した各部署に対する結果である。

## 7. 所見事項

### 《議会事務局》

○監査対象：議事課（監査日11月20日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

#### 【所見事項】

特になし

### 《政策推進部》

○監査対象：秘書広聴課（監査日11月20日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

#### 【所見事項】

特になし

○監査対象：シティプロモーション推進課（監査日11月25日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

#### 【所見事項】

市の魅力や特色を広く効果的に発信し、ブランド価値を高めながら、認知度や好感度を向上させるため、デジタル・イベント・人材を組み合わせた取り組みを進められたい。

○監査対象：企画政策課（監査日11月28日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

#### 【所見事項】

特になし

○監査対象：情報政策課（監査日 11 月 28 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

なお、自治体DXの推進に向けた事務事業に取り組みれていたことを確認した。

**【所見事項】**

特になし

《総務部》

○監査対象：総務課（選挙管理委員会）（監査日 10 月 28 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

特になし

○監査対象：人事課（監査日 10 月 28 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

社会経済情勢に対応できる人材育成や組織における技術継承を計画的に行い、高い専門性を維持できる組織体制の構築を図られたい。

また、職員が心身ともに健康で生き生きと、やりがいをもって、継続して職務を遂行できるよう、組織的な業務サポート体制を強化し、より職員が働きやすい職場環境の創出に努められたい。

○監査対象：財政課（監査日 10 月 28 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

特になし

○監査対象：税務課（監査日 10 月 28 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

なお、債権管理事務は関係法令等が多岐に亘ることから、各債権に適用される法令等の定めるところに従って、適正で効率的な事務の執行に一層努力されることを要望する。

**【所見事項】**

特になし

## 《市民部》

### ○監査対象：危機管理課（監査日 1 月 16 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

#### 【所見事項】

消防団及び防災士は、地域住民の生命と財産を守る地域防災の要であることから、能登半島地震を踏まえた教育と訓練を行うなど、今後起こりうる大規模災害に備えて、知識の充実と技術の強化を図られたい。

また、防犯カメラの設置と運用は、地域社会全体での安全確保を目的とした重要な取り組みであると同時に、適切な設置目的や住民への配慮の徹底も必要なことから、効果的で安心できる環境の構築を図られたい。

### ○監査対象：自治振興課（監査日 1 月 16 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

#### 【所見事項】

少子高齢化や価値観の多様化により、自治会を取り巻く環境が変化中、地域が抱える課題解決に向け関係部局と連携し、地域コミュニティ組織の活動支援に努められたい。

### ○監査対象：人権擁護課（監査日 1 月 16 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

#### 【所見事項】

各種人権団体に対する補助金の交付については、目的や趣旨に合致しているか、また効果的な用途であるのかの評価・検証を行いつつ、あらゆる人権問題の課題解決に向けて適正な運用に努めるとともに、時代の流れに沿った補助金のあり方について検討をされたい。

### ○監査対象：ひだまりの家（監査日 1 月 16 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

#### 【所見事項】

ひだまりの家はあらゆる人権問題の解決を図るための施設である一方で、市民の交流の場でもあることから、身近な公共施設であることをアピールするなど、施設の有効な利用促進に重点を置かれたい。

### ○監査対象：総合窓口課（監査日 1 月 16 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

#### 【所見事項】

特になし

《健康福祉部》

- 監査対象：社会福祉課（監査日 2 月 13 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

民生委員の未選任地区の解消に向けて、活動に関する課題や改善点を把握し、自治会や学区民生委員児童委員協議会と連携しながら、対策を検討されたい。

- 監査対象：障がい福祉課（監査日 2 月 13 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

特になし

- 監査対象：長寿福祉課（監査日 2 月 13 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】 特になし

- 監査対象：保険年金課（監査日 2 月 13 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

一部の職員に時間外勤務の偏りが見受けられることから、その要因を分析して業務分担の再確認等を行いながら、時間外削減に向けて取り組まれない。

- 監査対象：健康増進課（監査日 2 月 13 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

特になし

《環境経済部》

- 監査対象：環境政策課（監査日 2 月 12 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

特になし

- 監査対象：環境施設整備課（監査日 2 月 12 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

特になし

○監査対象：農林課（監査日 2 月 12 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められたが、予算流用にかかる執行管理については、多数の流用案件が見受けられたことから、今後は適正な執行を求める。

【所見事項】

指定管理制度における納付金の取り扱いについては、事業報告書や財務関係書類に基づき、適正かつ公正に執行されたい。

○監査対象：商工観光労政課課（監査日 2 月 12 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

観光事業のテコ入れを図るとともに、補助金交付団体である地域の観光協会を有機的に機能させるなどしながら、積極的な観光発信と魅力発信を検討されたい。

《都市整備部》

○監査対象：都市計画課（監査日 11 月 25 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

特になし

○監査対象：住宅課（監査日 10 月 22 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

なお、市営住宅使用料等にかかる私債権の適正管理を確認した。

【所見事項】

人口減少・高齢化等により空き家対策の重要性は高まっていることから、所有者に対し、空き家にかかる活用策や解決策などの基礎知識の周知を行い、本市の現状を分析し、民間のノウハウを活用しながら、より効果的・効率的な空き家対策を図れるよう検討されたい。

○監査対象：健康運動公園整備事業推進課（監査日 10 月 22 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

特になし

○監査対象：企業立地推進課（監査日 10 月 14 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

特になし

《建設部》

- 監査対象：土木交通課（監査日 10 月 14 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

特になし

- 監査対象：道路・河川課（監査日 10 月 14 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

道路舗装の損傷状態や落下物の早期発見については、職員による日常の巡回に加え、市民からの公式 LINE を利用した通報などの更なる周知や取り組みを進めながら、安全な道路交通環境の保全に取り組まれない。

《上下水道事業所》

- 監査対象：上下水道課（監査日 11 月 18 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

なお、債権管理については、収入未済額の縮減に向けた取り組みを確認した。

【所見事項】

水道・下水道事業ともに、今後予想される耐用年数超過に伴う多額の費用に加え、物価高騰に対応した水道料金並びに下水道使用料の見直しに向けた検討をされたい。

《こども家庭局》

- 監査対象：幼児課（監査日 11 月 25 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

特になし

- 監査対象：子育て支援課（監査日 11 月 25 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

【所見事項】

学童保育施設については、令和 8 年度に指定管理者の選定替えの時期を迎えることから、効果的・効率的な手法についても検討されたい。また、老朽化している学童保育施設については、近接する小学校の空き教室の有効活用も視野に入れながら今後の施設修繕整備を検討されたい。

なお、児童館への公用車配備については、児童館に近接する公の施設との共同利用をさらに進めながら、有効利用を図られたい。

○監査対象：発達支援課（監査日 11 月 25 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

特になし

○監査対象：こども家庭センター課（監査日 11 月 25 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

特になし

《教育部》

○監査対象：教育総務課（監査日 1 月 29 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

学校給食共同調理場にかかる緊急時における連絡体制については、日頃から学校や委託業者との情報共有を行い、スピード感を持った対応が図れるようにされたい。

○監査対象：学校教育課（監査日 1 月 29 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められたが、予算流用にかかる執行管理については、流用件数も多く高額な案件も見受けられたことから、今後は慎重かつ適正な執行を求める。

**【所見事項】**

一人 1 台タブレットの利用ルールについて、児童・生徒により一層情報モラルを考える機会を設け、学校と家庭が連携しながら意識の向上が図られるよう取り組まされたい。

また、令和 6 年度に発生した市内小中学校における不適正会計処理事案については、今後も風化させることなく、管理職を通じた校内研修やダブルチェックによる会計処理を継続し、再発防止に努められたい。

○監査対象：生涯学習課（監査日 1 月 29 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

自然観察の森のネイチャーセンター等施設について、開園以来 37 年が経過し施設の老朽化が進んでいることから、来園者の安全確保のための点検、修繕を強化されたい。

○監査対象：スポーツ・文化振興課（監査日 1 月 30 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

本市が活動を補助している一部の団体の予算について、現状にそぐわない経費が計上されていたことから、同団体に補助事業の趣旨を説明するなどの適切な指導をされたい。

○監査対象：国スポ・障スポ推進課（監査日 1 月 30 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

特になし

○監査対象：図書館（監査日 1 月 30 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

今後も利用者にとって魅力的な企画を前面に出し、利用者ニーズを踏まえながら、本館・西館それぞれの地域性や特色を活かした図書館運営をされたい。

○監査対象：会計課（監査日 2 月 13 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

会計処理を統括する担当として、各部署の会計処理能力と知識の向上に努め、適正な会計事務の執行を図られたい。

○監査対象：農業委員会事務局（監査日 2 月 12 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

農地の転用後の状況について、引き続き関係課との情報共有を継続し現況を確認するなど、適正な農地活用の促進に努められたい。

○監査対象：監査委員事務局（監査日 2 月 13 日）

監査の範囲内においては、事務処理状況は適正と認められた。

**【所見事項】**

特になし